

# 事務所だより

平成24年2月27日(月) 第39回 発行  
発行所 太田税理士事務所  
〒672-8030  
姫路市飾磨区阿成植木1003 はらだビル3F-B  
TEL 079-233-9058 / FAX 079-233-9059  
E-mail : oota-fp@ares.eonet.ne.jp

## 確定申告のご準備を～医療費控除、寄付控除、雑損控除編

前回の住宅ローンに続きまして、事業主の方だけではなくサラリーマンの方も確定申告をしないと税金が戻ってこない控除について簡単にですがご説明させていただきます。

### 医療費控除～10万円以下でも控除できるかも？医療費から控除する保険金お気をつけ下さい

医療費控除は、病気、ケガを直すために支払った（未払いのものはダメです）治療代、薬の購入代（市販のものを含みます）で、年間10万円以上の場合と一般的には思われていますが、サラリーマンの方は年収約300万円以下、事業主の方は売上から諸経費を引いた利益が約190万円以下であれば、医療費が10万円以下であっても、たとえ僅かでも控除できます。ご面倒ですが、マメに領収書類を集めていただきたいと思います。

また医療費を補てんするために給付された保険金などは、支払った医療費から除かなければなりません、

例) 入院費 30万円 入院費を補てんために受け取った保険金 40万円  
その他の医療費 25万円

間違った計算 30万円 + 25万円 - 40万円 = 15万円 → 医療費控除対象額

正しい計算 30万円 - ※30万円 + 25万円 = 25万円 → 医療費控除対象額

※保険金40万円はあくまで入院費を補てんするためのものなので、実際の入院費以上の部分は除く必要はありません。となりますので、お気をつけ下さい。

なお、医療費から除く必要がある保険金には、出産一時金、高額療養費等が含まれますが、出産手当金、傷病手当金は、本人の休業補償に当たり、医療費の補てんとして扱いませんので、医療費から除く必要はありません。

### 寄付金控除～2,000円以上が対象です

国、地方公共団体、公益財団、社団法人等に寄付をされた場合は、年間の寄付金額の2,000円を超える部分が所得金額から控除されます。

また政党又は政治資金団体に対する寄付金は、選挙管理委員会の確認印のある証明書を確定申告書に添付することによって、2,000円を超える部分について、最大30%の税額控除を受けることができます。

### 雑損控除～振り込め詐欺、残念ながら控除できません

下記のような理由により資産に損害を受けた場合は控除を受けることができます。

- ① 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- ② 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- ③ 害虫などの生物による異常な災害
- ④ 盗難
- ⑤ 横領

なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。



控除の対象となる額は次のうちいずれか多い額です。

- ・ 災害金額 + ※災害関連支出額 - 保険金等により補てんされる金額
- ・ 災害関連支出額 - 50,000円

※災害により滅失した住宅、家財などを取り壊したり除去するために支出する金額です。

ちなみに、昨今取り沙汰されている振り込め詐欺について、「犯人が指定した口座に3回にわたり振込送金した行為は、振込行為自体が納税者本人の意思に基づいてなされているから、盗難、横領による損失には当たらない・・・」(H23. 5. 23 裁判)として、残念ながら雑損控除は認められませんでした。

確定申告は毎年2月16日から3月15日までですが、還付を受けるための申告は2月1日から提出できます。また3月15日を過ぎても受け付けてもらえます。

また今回ご説明させていただく諸控除の適用には領収書類の添付が原則ですが、電子申告をされる場合は5年間保存していただくことを条件として、添付を省略することができます。



<3月税務カレンダー>

- ・ 12日 2月分源泉所得税の納付期限
- ・ 15日 23年分所得税、贈与税の確定申告期限
- ・ 4月1日 個人事業者の23年分消費税の確定申告期限  
1月末決算法人の確定申告期限  
7月末決算法人の予定納税の納付期限

なお、弊所では、初回無料税務相談を承っております。(要予約) ご遠慮なくお問い合わせください。  
TEL 079-233-9058

\*ご意見・ご質問&メモ\*

-----  
-----

FAX 079-233-9059